

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会（略称：建築物 LCA 制度検討会）の設置について

1. 設置趣旨

我が国は 2020 年 10 月に「2050 年カーボンニュートラル」を宣言したところであり、我が国における CO₂ 排出量の約 40% を占める建築物分野において、従来の建築物の省エネ化にとどまらない一層の取組が求められている。

このためには、建築物の計画から解体までのライフサイクル全体において排出される CO₂ を含む環境負荷を算定・評価（以下「建築物 LCA」という。）を実施し、CO₂ 排出量を削減する方向に行動変容を促すための制度を構築する必要がある。

「建築物のライフサイクルカーボン削減に関する関係省庁連絡会議」において、2028 年度を目途に建築物 LCA の実施を促す制度の開始を目指すことを盛り込んだ基本構想が決定されたことを受け、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進するための制度について検討を行うことを目的として、有識者及び関係省庁から構成する検討会を設置する。

2. 検討項目

（1）建築物 LCA の実施・促進のための制度的枠組みとして次に掲げる事項

- ・建築物 LCA の実施を促す措置について
- ・建築物のライフサイクルカーボンの表示を促す措置について
- ・建築物の LCA に用いる原単位の整備について

（2）その他建築物 LCA に関して必要な事項

3. 委員

別紙 1 のとおり

4. オブザーバー

別紙 2 のとおり

5. 関係省庁

農林水産省 林野庁林政部

経済産業省 イノベーション・環境局、製造産業局

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部、不動産・建設経済局

環境省 地球環境局

6. 事務局

国土交通省 住宅局

「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」

委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

◎：座長 ○：副座長

秋元 孝之	芝浦工業大学建築学部長 教授
◎ 伊香賀 俊治	慶應義塾大学 名誉教授 (一財)住宅・建築 SDGs 推進センター 理事長
○ 稲葉 敦	(一社)日本 LCA 推進機構 理事長
玄地 裕	(国研)産業技術総合研究所エネルギー・環境領域 副領域長 (兼務) 研究推進本部 CCUS 実装研究センター 研究センター長
小山 師真	(一社)日本冷凍空調工業会 政策審議会長
清家 剛	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授
高井 啓明	(一社)日本建設業連合会 建築設計委員会 カーボンニュートラル設計 専門部会 主査
高橋 正之	(一社)セメント協会 生産・環境幹事会幹事長
高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
辻 早人	(株)日本政策投資銀行 アセットファイナンス部長
堂野前 等	(一社)日本鉄鋼連盟 国際環境戦略委員会委員長
中川 雅之	日本大学経済学部 教授
中村 幸司	帝京科学大学 総合教育センター 教授
服部 順昭	東京農工大学 名誉教授
久田 隆司	(一社)板硝子協会 建築委員会技術部会長
松岡 公介	東京都環境局 建築物担当部長
柳井 崇	(株)日本設計常務 執行役員 環境技術担当
山本 有	(一社)不動産協会 環境委員会 副委員長

2025 年 6 月 19 日現在

「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」

オブザーバー名簿（57 団体）

（五十音順）

○建築主

（一社）不動産協会

○設計者

（公社）日本建築家協会

（公社）日本建築士会連合会

（一社）日本建築士事務所協会連合

（公社）日本建築積算協会

○施工者

（一社）住宅生産団体連合会

全国建設労働組合総連合

（一社）日本空調衛生工事業協会

（一社）日本建設業連合会

○建材製造等事業者

ウレタンフォーム工業会

（一社）ALC 協会

押出発泡ポリスチレン工業会

火山性ガラス質材料工業会

キッチン・バス工業会

（一社）建材試験センター

国産材製材協会

（一社）石膏ボード工業会

（一社）セメント協会

せんい強化セメント板協会

（一社）全国 LVL 協会

（一社）全国コンクリート製品協会

全国生コンクリート工業組合連合会

（一社）全国木材組合連合会

断熱建材協議会

（一社）日本アルミニウム協会

（一社）日本インテリア協会

（一社）日本エクステリア工業会

(一社) 日本ガス石油機器工業会
(一社) 日本建材・住宅設備産業協会
日本建築仕上材工業会
日本合板工業組合連合会
(一社) 日本サッシ協会
(一社) 日本産業機械工業会
(一社) 日本 CLT 協会
日本集成材工業協同組合
(一社) 日本伸銅協会
日本繊維板工業会
(一社) 日本鉄鋼連盟
(一社) 日本電機工業会
(一社) 日本電線工業会
(一社) 日本壁装協会
(一社) 日本防水材料協会
(一社) 日本冷凍空調工業会
(一社) 日本レストルーム工業会
(一社) 日本窯業外装材協会
発泡スチロール協会
(一社) リビングアメニティ協会
ロックウール工業会

○宅地建物取引業者

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会

○地方公共団体等・評価機関

(一社) 住宅性能評価・表示協会
(独) 都市再生機構
日本建築行政会議 設備部会

○その他関係団体

(一社) ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会
(国研) 建築研究所
(一財) 住宅・建築 SDGs 推進センター
(公社) 全国ビルメンテナンス協会

建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会 規約

(名称)

第1条 本検討会は、「建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進する制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等を促進するための制度について関係者で検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 検討会の委員は、建築物のライフサイクルカーボンの算定・評価等に精通する有識者等のうちから、住宅局長が任命する。

(座長及び副座長の任命等)

第4条 検討会には座長及び副座長を置く。

- 2 座長及び副座長は、国土交通省住宅局長が選任する。
- 3 座長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(検討会の議事)

第5条 検討会の議事は、公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 検討会の議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 検討会の資料については、座長に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規約は、令和7年5月8日から施行する。